



えらっく

意図せぬリボ払い
利用明細は必ず確認

2022. 9
編集・発行
浜松市くらしのセンター
〒432-8032
浜松市中区海老塚町51-1

【電話相談】
市民相談 457-2025
交通事故相談 457-2233
消費生活相談 457-2205

リボリング払い(リボ払い)は、利用金額や利用件数にかかわらず、設定した一定額を毎月支払うクレジットカードの支払い方法です。月々の支払いが一定額になる一方、支払いが長期化し手数料がかさむなどの点に注意が必要です。今月号では、リボ払いによるトラブル事例と注意点を紹介します。



◆ 事例1 クレジットカードの請求額が少ないと思ったら・・・

クレジットカードの請求が利用金額より少ないと思っていたが、明細はアプリなので面倒で見えていなかった。確認すると、申込時からリボ払いで、100万円近い残額があることが分かった。
(60歳代 女性)



◆ 事例2 解約したクレジットカードの請求が来た・・・

解約したクレジットカードの請求が来るので不審に思い、カード会社に尋ねると「リボ払いになっており、支払う必要がある」と言われた。知らずにリボ払いになっていたことに納得がいかない。(70歳代 男性)

◆ ひとことアドバイス

- 初期設定で支払い方法がリボ払いになっているカードや更新時にリボ払いに誘導するカード、他にもリボ払い専用カードがあります。申し込み時には、よく確認しましょう。
- 利用明細は必ず確認してください。手数料の記載がある、利用額に比べ請求額が少ないなどの場合はリボ払いが考えられます。不審に感じたらすぐにカード会社に確認しましょう。
- 困った時、不安に思った時、トラブルにあった時は 浜松市くらしのセンター等に相談しましょう。

(浜松市くらしのセンター：457-2205、消費者ホットライン188)



【参考・引用】見守り新鮮情報 第427号(2022年7月26日)発行:独立行政法人国民生活センター

「置き配」でのトラブルに注意! 【参考・引用】見守り新鮮情報第422号 発行:独立行政法人国民生活センター

玄関先などの指定した場所に荷物を置く「置き配」。便利なサービスですが、商品が届かない、希望していないのに置き配され商品が無くなってしまった、などのトラブルも発生しています。利用する前に規約をよく読み、トラブルの際の補償、連絡先を把握しておきましょう。

フェイクニュースに備えよう



インターネット上にある多くの情報の中には偽の情報や根拠が曖昧で、社会に大きな影響を与える場合もあります。自分が得た情報の真偽や内容を見極めることが大切です。先月号に引き続き、フェイクニュースへの備えについて紹介します。

フェイクニュースに備えるために

(先月号の概要)

フェイクニュースとは、内容に誤りがあることで社会に害を与えるものをいう。最近では新型コロナウイルスに関連して2020年にトイレトーパー品切れの偽情報が流布し、買い占め騒動が起きた。総務省の調査によると、トイレトーパーが品不足になると信じていた人はごくわずかだったが、偽情報を信じた他の人に買い占められる前に買っておかないと自分が困ると考え、購入に走った結果、在庫があっても流通が追いつかず小売店で品切れが起きたのだ。

(今月号の本文)

このように私たちの生活に大きな被害を与えるフェイクニュースはなぜ拡散するのか。ポジティブな口コミよりネガティブな口コミの方が広がりやすいように、地味な真実より目新しいフェイクニュースの方が注目を浴び拡散されやすい。正義感をあおるような情報も同様である。そして、一番問題なのが、友人・家族から得た情報は信頼できるという無意識のバイアス*が働いているということだ。消費者の購買行動においても広告より友人・家族からの影響の方が大きい。 ※バイアス：傾向、先入観、思い込み

では、フェイクニュース対策として私たちは何をすればいいのか。第一に情報源を確かめること。誰が発信しているのか。それが友人だったとしても友人はどこでそれを知ったのか、一次情報を確認すること。情報元が行政の公式サイトなど信頼できるものであったとしても、報道機関のサイトなど複数の情報源により自分で確認しよう。次に、思い込みをやめること。直感や先入観でものごとを非合理的に判断してしまう認知バイアスが強い人こそ、自分の価値観と異なる意見など様々な情報を集めよう。そして、真偽のほどを確認できない情報はすぐに拡散せず、自分でとどめておくこと。不幸の手紙と同様な対応が求められるのである。

私が大切にしているのは、批判的思考。思い込みを排除し情報を鵜呑みにせず事実確認を行う。うまい話には裏があると考えるべきだ。この4月から成年年齢が引き下げられた。新成人の方は特に気を付けてほしいものである。

【参考・引用】 消費と生活 2022 5・6月 No.365 消費生活アドバイザー 糸島 節子



主要生活物資価格調査結果は、総務省統計局が実施している「小売物価統計調査」
をご覧ください(<https://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/index.html>)



消費者庁イラスト集より